

令和4年 第9回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年9月15日(木) 午後2時00分
 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 2名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	×	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	×			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 原尻 雄一
 係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
 農業振興課 甲斐 久満 鎌倉 誠

議事録署名委員の指名

14番 工藤 妙子 2番 麻生祐三子

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告

議 事

- (1) 議案第51号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (3) 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第55号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第56号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第9回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時08分)
-----	---

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 14番：工藤妙子委員、2番：麻生祐三子委員をお願いします。
-----	--

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第8回定例総会から本日の令和4年第9回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた4点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。

	<p>の番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第52号の説明をさせていただきます。3ページの議案第52号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和4年9月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>（議案書に基づいて令和4年9月15日公告予定分を朗読）</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第52号の案件につきましては、13番委員と15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員に申し上げます。</p> <p>（13番委員・15番委員 退室）</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第52号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14番委員	<p>挙手全員により、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>13番委員・15番委員の入室を認めます。</p> <p>（13番委員・15番委員 入室）</p>
議長	<p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>（とき、午後2時22分）</p>
議長	<p>それでは、再開します。</p> <p>（とき、午後2時23分）</p>
議長	<p>次に「議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>

	<p>事務局 議案書の1ページ、あわせて概要書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を4番：木村滋一郎委員にお願いいたします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>千歳の木村滋一郎です。9月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、怪我のため農業が出来なくなり、親戚である譲受人に申請地の管理をお願いしていました。今回農地の整理をするにあたり、譲受人にもらってくれないかと相談したところ、譲受人も、自身の経営地に近く利便性が良いため、贈与することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は464aとなり、番号2番案件成立後の経営面積は、484aとなり、下限面積の30aを超えています。</p> <p>また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号2番の1案件を11番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p>
<p>11番委員</p>	<p>千歳の廣瀬です。9月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、営農する農地のうち申請地が他の農地と離れた場所にあることから、営農上不便であり管理に苦慮していました。申請地付近で農業を営んでいる譲受人に相談したところ、譲受人も自身の経営地に近く、利便性が良いことから贈与することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、408aとなり、番号1番案件成立後の経営面積は、484aとなり、下限面積の30aを超えています。</p> <p>また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号3番の1案件を4番：木村滋一郎委員にお願いいたします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>千歳の木村滋一郎です。9月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、自身は農業を行っていないため、譲受人に管理を依頼していました。今回、譲受人にもらい受けて欲しいと相談したところ、譲受人も、自身の経営地に近く利便性が良いため、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、279aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第53号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p>

議 長	<p>[ありません]の声あり</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 53 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 53 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 1 ページ、概要書の 5 ページ、図面の 4 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番：久保田直宏委員をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>三重の久保田直宏です。9 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は、以前からアパート経営を考えており、市内で建築地を探していました。申請地以外の場所も検討しましたが、条件的に適当な土地がなく断念していたところ申請地を見つけ、譲渡人に相談した結果、譲渡人も高齢で耕作ができないため売買で話がまとまり申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 2 番の 1 案件を 5 番：小野不二夫委員をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>犬飼の小野不二夫です。9 月 7 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから借人■■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>貸人と借人は親子です。借人は、平成 28 年 1 月に自宅を建築しましたが、子どもの遊び場等を考えると宅地が手狭だったため、貸人に相談したところ、使用貸借することで話がまとまり、平成 28 年 5 月に庭として整備し、今まで利用してきました。今回違反転用であることがわかったため、是正のための申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>

議 長	<p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号3番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
8番委員	<p>朝地の小野伊八郎です。9月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地で、現況は進入路となっておりますが、転用後20年以上経過しているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号4番の1案件を5番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p> <p>5番委員</p> <p>犬飼の小野不二夫です。9月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■さんの、現況証明願についてであります。申請地は農地法第4条第1項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用を行った土地ですが、現況は進入路となっておりますため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第55号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>はい。11番委員。</p> <p>11番委員</p> <p>はい。2番から4番の案件については個人の案件なのですが、1番については公共の組織として地目変更せずにここまで通してきたということなのですか。</p> <p>14番委員</p> <p>今回、何かきっかけがあったのでしょうか。</p> <p>事務局</p> <p>はい。ただいまのご意見ですが、■■さんがライスセンターの売却を進めています。今回の三重に限らず他の場所も進めているとのことですが、売却をする中で地目を調べたら農地だったということで相談がありました。確認すると、以前に農業委員会で許可を出しております。許可後に地目変更を行わずにそのままになっていたということです。今回、この分につきましては非農地で申請を受けていますけれども、ライスセンターの隣にまだ2筆ほど農地のところがあります。そこについては第3条で権利の移動をしてくださいとお願いをしているところでもあります。</p> <p>14番委員</p> <p>他の地区については問題なかったのでしょうか。このようなことが続くのであれば、本部の方に苦言を申し立てるべきではないかとも考えます。</p> <p>事務局</p> <p>まだ案件として上がって来ておりませんので、確認はしておりません。まだこういうことがあるのではないかとも思っております。</p>

議 長	売却まで話が進んでいないところに関しては業務委託ということで、その辺りはご理解いただけますでしょうか。当時の組織の体制、対応等でこういったことが起きてしまったと理解するしかないと思います。
事務局	このような施設を作る際には抵当権等が入ることが多いのですが、何も入っていないところを見ると、当時は資金的にかなり余裕があったのではないかと思います。今回のことを受けて、このようなことがあるのであれば、先に調べておいてくださいと伝えています。
11 番委員	本来、あつてはいけないことだと思いますので、意見として申し上げさせていただきました。
議 長	他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。 審査報告は、議案第 55 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。 これから採決します。議案第 55 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第 55 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。 次に、「議案第 56 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページをお開きください。 (議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)
事務局	事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。 はい。11 番委員。
11 番委員	これは 1 筆なのですか。
事務局	1 筆で 2 枚であります。
11 番委員	「全体で」と記載がありますので、疑問に思い確認しました。幹旋委員の混乱を防ぐためにも枚数や筆数の記載があれば分かりやすいと思います。
事務局	かしこまりました。
議 長	他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。 幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。 それでは、番号 1 番の 1 案件を、2 番：麻生祐三子委員と 27 番：上田清委員にお願いします。 なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議 長	これもちまして、令和4年第9回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。 (とき、午後2時53分)
-----	---

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 14番委員 藤 妙子

〃 2番委員 麻生 祐三子